

自治の主体(市民・市議会・市長)の権利・権限・責務の関係整理:修正前

	市民	市議会	市長
権利・権限	① 市民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができる。 (1) 市政運営に関する情報を知る権利 (2) 市民参画をする権利 (3) 協働をする権利 ② 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。	市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政運営の基本的な事項を議決する。	① 市長は、市民の信託を受けた市民の代表として、地方自治法に定めるところにより本市を統轄し、本市を代表する。 ② 市長は、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する権限を有する。
責務	① 市民は、自治の主体として、市政運営に関心をもち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。 ② 市民は、市民参画及び協働に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 ③ 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。	① 市議会は、全市的な視点及び私たちのまちを健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 (1) 市民の代表としての意思決定機能 (2) 市政運営の監視機能 (3) 政策立案機能 (4) 立法機能 ② 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。 (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。 (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前条に規定する機能の発揮に適切に反映させること。 ③ 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第〇条に規定する基本原則（以下「自治推進の基本原則」という。）に即して、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。	① 市長は、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。 ② 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。 ③ 市長は、自治の基本理念及び自治推進の基本原則にのっとり、市民の権利を保障するとともに、市民参画に関する制度を市民に分かりやすい制度とし、市民が権利の行使を容易にできるようにするよう努めなければならない。
参考		市議会議員 ① 市議会議員は、自己の研鑽に努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。 ② 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 ③ 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。 (1) 自らの議会活動に関すること (2) 市政運営に関する自らの考え	市長以外の執行機関 ■権限 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を遂行する。 ■責務 ① 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に定める権限に属する事務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 ② 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。 職員 ■責務 ① 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に、職務を執行しなければならない。 ② 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。

自治の主体(市民・市議会・市長)の権利・権限・責務の関係整理:修正後

	市民	市議会	市長
権利・権限	① 市民は、自治の主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより、市民の代表を選び、条例の改正又は改廃等の直接請求を行う権利を有し、これを行することができる。 ② 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行することができる。 （1）市政運営に関する情報を知る権利 （2）市民参画をする権利 （3）協働をする権利 ③ 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。	市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。	① 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより本市を統轄し、本市を代表する。 ② 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを実行する。
責務	① 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。 ② 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 ③ 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。	① 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 （1）市の意思決定機能 （2）市政運営の監視機能 （3）政策立案機能 （4）立法機能 ② 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。 （1）市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。 （2）市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 （3）広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前条に規定する機能の発揮に適切に反映させること。 ③ 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第〇条に規定する基本原則（以下「自治推進の基本原則」という。）に即して、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。	① 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。 ② 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。 ③ 市長は、自治の基本理念及び自治推進の基本原則にのっとり、市民の権利を保障するとともに、市民参画に関する制度を市民に分かりやすい制度とし、市民が権利の行使を容易にできるようにするよう努めなければならない。
参考		市議会議員 ① 市議会議員は、市民の代表として、自己の研鑽に努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。 ② 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 ③ 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。 （1）自らの議会活動に関すること （2）市政運営に関する自らの考え	市長以外の執行機関 ■権限 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を遂行する。 ■責務 ① 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に定める権限に属する事務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 ② 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。 職員 ■責務 ① 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に、職務を執行しなければならない。 ② 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。